

令和元年11月から令和2年3月までに確認された

津久井やまゆり園での支援課題に対する再発防止策の取組状況報告

(令和3年上半期)

「再発防止策と取組経過報告書」の令和3年度上半期の取組状況
(津久井やまゆり園)

令和3年11月30日

令和3年度における津久井やまゆり園の管理に関する協定書第7条第1項に基づき取組状況について、次のとおり報告します。

1 取組期間 令和3年4月1日から9月30日まで

2 責任者

(1) 総括責任者

園長 入倉かおる(4月1日から6月30日まで)

永井清光(7月1日から9月30日まで)

(2) 実務責任者

支援部長 山田智昭(4月1日から7月31日まで)

由井幸子(8月1日から9月30日まで)

3 「再発防止策と取組経過報告書」の策定経緯

令和元年11月から令和2年3月、神奈川県が随時モニタリングを受けた津久井やまゆり園は、随時モニタリングで指摘された利用者の支援上の課題に対して、令和2年12月、その後の取組経過と再発防止策を取りまとめた「再発防止策と取組経過報告書」を県に提出した。

4 取組状況

(1) 身体拘束に頼らない支援の実際

ア 身体拘束の実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
承諾書の取得人数	3名	1名	2名	2名	0名	0名
実施件数 (県報告件数)	3件	1件	2件	2件	0件	0件

※ 改善取組み特記事項

7月から8月における減の取組み

- ・8月からの新津久井やまゆり園への移行が決まり、新しい施設での身障者用トイレの使用について、1日の排尿回数(概ね5~7回)や排泄にかか

る時間のデータからテーブルを使用しないで、見守りを最小限にするよう支援に取り組んだ結果、身体拘束を解除することとした。

イ 主な取組み

- ・ 課長会議の開催（情報共有・周知徹底）

4月6日、5月7日、6月1日、7月12日、8月10日、9月7日、計6回

- ・ 担当者会議等の状況（回）

	令和3年度上半期
担当者会議	68
見学	3
体験	9
意思決定支援検討会議	1

- ・ 外部発信

社会福祉士会主催研修（令和3年7月10日）

職員2名が意思決定支援についてパネリストとして参加

愛知県相談支援専門員協会・意思決定支援コース（令和3年9月26日）

職員1名が意思決定支援について発表

- ・ 身体拘束等行動制限取扱要領の改正（令和3年4月）
- ・ 「障害者虐待ゼロに向けて」のパンフレット作成（令和3年4月）
- ・ 虐待防止基礎研修随時開催

開催回数：8回 受講者：64名

(2) 意思決定支援の取組み

ア 個別支援計画の取組み

個別支援計画プロジェクト立ち上げ

- ・ 時期：3年5月
- ・ 内容：個々の受給者証の期間に合わせた個計画作成の見直しを進め、より個別支援計画を意識した支援が提供できるよう、再アセスメントの重要性、ストレンクス視点に立った目標設定、定期的な評価・検証ができるようモニタリング様式の変更を進めている。

イ 関係機関との連携

コンサルテーションの積極的導入

- ① 神田宏氏（横浜市発達障害者支援センター 地域支援マネージャー）

個別ケースの支援再構築を進め、重度障害の地域移行を目指した取組みを令和2年6月より本格的に開始した。

② 佐野良氏（育桜福祉会法人本部事務局 総務課長）

通過型施設として地域移行をコンセプトとした「桜の風」の施設運営をはじめ、施設での取り組みや地域連携、目標を明確にした個別支援計画作成等、これから求められる施設の役割や専門性について、施設訪問の機会を作り学んだ。

③ 高山直樹氏（東洋大学教授）

高山教授が在職する東洋大学のゼミ学生からなる友達プロジェクトが令和元年度よりSネット事業として開始され現在も継続している。

ウ 利用者本位の考え方に立った支援の実践

・第三者委員訪問実績

4月17日	2名	①園の状況報告（事故報告等）②家族会への出席
5月14日	1名	①園の状況報告（事故報告等）②利用者自治会への出席
6月7日	1名	①園の状況報告（事故報告等）②利用者からの相談
7月27日	1名	①お別れ会への出席 ②利用者からの相談

※8月・9月は緊急事態宣言により訪問中止

・オンブズパーソン訪問実績

4月9日	2名	①利用者自治会 ②あおぞら委員との懇談
5月15日	2名	①家族会
6月4日	2名	①利用者自治会 ②あおぞら委員との懇談
7月17日	2名	①家族会

※8月・9月は緊急事態宣言により訪問中止

・ピザの会・あおぞら委員会（人権委員会）

利用者は各々の自己実現を目指すため、津久井やまゆり利用者自治会（以下「ピザの会」という。）の活動を原則月1回開催している。園は、利用者主体の施設運営を推進するため、「ピザの会」について園運営を担う活動の一つと位置付け、利用者に適切な情報提示を行なうと共に自己決定を尊重し、活動に必要な支援を行った。

(4) 人材育成

ア 虐待防止研修・テーマ「アンダーコントロール」

講師：橋野由利子氏（ジャイロコンサルティング株式会社）

開催回数：7回 受講者：59名

イ 虐待防止基礎研修

講師：各園支援部長

開催回数：8回 受講者：64名

ウ 支援現場の声を活かす支援の振り返り・セルフチェック

・グループモニタリング会議における支援の振り返り

- ・職員同士のコミュニケーションを図る取組み
- ・セルフチェック項目（人権擁護や虐待防止に係る 10 項目のセルフチェックを原則月 1 回実施）

(5) 権利擁護システムの構築

ア 虐待防止委員会の開催（月 1 回）

4 月 6 日、5 月 7 日、6 月 1 日、7 月 12 日、8 月 10 日、9 月 7 日、計 6 回

協議・検討内容

- ① 虐待防止の体制作り、研修に関する事項
- ② 虐待防止のチェックとモニタリングの取組みに関する事項
- ③ 虐待発生後の対応及び再発防止に関する業務点検と改善に関する事項
- ④ その他必要な事項

イ 行動制限判定会議の開催（月 1 回）

4 月 30 日、5 月 31 日、6 月 30 日、7 月 30 日、8 月 30 日、9 月 29 日、計 6 回

協議・検討内容

- ① 身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みに関する事項
- ② 毎月の身体拘束の状況確認及び検証・評価
- ③ 身体拘束継続及び解除についての検証・評価及び承認
- ④ その他必要な事項

ウ 身体拘束に係る手続、記録等の整備

・書類上の整備

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している個別支援会議等において、組織として慎重に検討・決定した。また、身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得た。

・記録の整備

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録した。

また、個別支援計画には身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載した。各種記録の作成と関連がわかるよう、グループモニタリング会議等で内容を確認した。

(6) 組織体制の強化

ア 法人事務局・各園との連携

- ・法人運営会議（各園の身体拘束の状況を毎月報告）

回	開催日	場所	回	開催日	場所
1	4月8日	秦野	10	6月10日	芹が谷
2	4月15日	芹が谷	11	6月17日	愛名
3	4月22日	秦野	12	6月23日	秦野
4	4月28日	厚木	13	7月8日	秦野
5	5月6日	愛名	14	7月15日	秦野
6	5月14日	芹が谷	15	8月5日	秦野
7	5月21日	秦野	16	8月19日	秦野
8	5月27日	秦野	17	9月2日	秦野
9	6月3日	秦野	18	9月16日	厚木

- ・総合支援部長会議（各園の利用者状況を情報共有するとともに、身体拘束に係る取組状況及び手続等に必要な書類の整備について検討）

回	開催日	場所
1	4月14日	秦野
2	5月20日	秦野
3	6月9日	秦野
4	7月14日	津久井

- ・支援に関する内部監査

所属	実施日
秦野精華園・希望の丘はだの	6月21日
厚木精華園	新型コロナウイルス感染拡大得に伴う緊急事態宣言発出により上半期の実施を中止した。
愛名やまゆり園	
津久井やまゆり園	
※ 芹が谷やまゆり園	

※ 内部監査は、各園の支援部長・法人事務局が各園を巡回して実施しているが、9月以降、一部の監査に監事が同行することとした。

イ 園内の組織体制強化に向けた取組み

- ・グループモニタリング会議、リーダー会議、課会議（4（1）に記載）
- ・組織活性化のための5S活動の実践

コンサルタント会社に委託して5S活動に取り組む。

期間：令和3年7月～令和4年4月（予定）

主な取組：7月12日 主任級以上を対象とした幹部研修を開催

9月29日 コンサルタント来園（施設見学、園長と打合せ）